

まちづくり活動団体や大学等による 商店街の活性化にむけた取組を支援します

商店街のにぎわいを創出し、地域の課題を解決する場としての役割を高めること等を目的とした商店街活性化事業に対して補助金を交付します。

補助の対象となる団体

1. 学校教育法に基づく大学、短期大学および高等専門学校（学校公認のクラブやサークル、ゼミや研究室としての応募も可能。）
2. まちづくりに関する活動を行う団体（特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人または特定非営利活動法人に準ずる団体で滋賀県内に事務所等を有し、1年以上の活動実績がある団体。任意団体も対象とします。）

補助の対象となる活動

滋賀県内の商店街のにぎわいを創出するための取組であって、次の要件をすべて満たす活動

- ①補助対象者と商店街組織とが連携して実施するものであること。
- ②商店街という場所や機能を活用して、少子化、高齢化、安全・安心、地域資源活用・農商工連携、創業・人材、環境など、地域社会が抱える課題解決に資する事業であること。
- ③商店街の存在価値を地域にとってかけがえのないものに高め、今後の可能性を開く要素がある事業であること。
- ④補助事業終了後も取組の継続が見込まれること。
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業等でないこと。

※ 今回募集する事業計画は、大学やまちづくり活動団体等が実施主体となるもので、補助金の交付決定日（平成26年10月1日を予定）以降に開始し、平成27年3月31日までに終了するものとなります。

補助率および限度額

活動に要する経費の2分の1を補助します。（補助限度額50万円）

応募方法

事業計画協議書を次の窓口に提出してください。

【受付窓口】 滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課

【募集期間】 平成26年7月1日（火）～平成26年8月20日（水）

募集案内や応募書類は県のホームページからダウンロードしてください（県のホームページのトップページにあるサイト内検索を使って「商店街」で検索しますと、通常1番目に表示されます）。

審査会

補助事業の採択は、審査会において事業計画の内容を審査し決定します。

商店街で地域活性化
イベント



空き店舗を活用した
コミュニィ施設の運営



【お問い合わせ先】

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課

TEL 077-528-3731 FAX 077-528-4871